

家庭ごみの正しい分け方・出し方ガイド

守ろう! ごみ出しのルール 目指そう! ごみ出しマナー世界一 やめよう! 不法投棄

種類	指定袋等	分別項目	分別のしかた (ごみの一例)	注意すること
資源ごみ	10kg以内	紙類	紙ひもで束ねて処理シールを貼付して、名前を書いて指定収集日に出してください。 新聞 新聞紙 (チラシなどは取り除いてください) 段ボール 段ボール (断面が3層になっているもの) 雑誌類 ・書籍・月刊誌・絵本 ・週刊誌・マンガ本 ・用紙・封筒 (ビニール類は取り除いてください) 紙パック 紙パック (飲料用紙容器で、アルミが中に貼っていないもの。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●雨の日は出すのを控えるか、指定袋に入れて出してください。 ●段ボールに付いているビニールやカーボン紙の送り状は取り除いて出してください。 ●紙コップ、感熱紙、カーボン紙、汚れた紙などは燃やせるごみに出してください。 ●雑誌類はビニール袋より出し、封筒もビニール部分を取り除いて紙ひもで束ねて出してください。 ●紙パックは中を洗い、乾燥させて切り開いてください。
		缶類	別々の指定袋に入れて 名前を書いて指定収集日に出してください。 飲み物や食べ物が入っていた缶とびんに限ります。 空き缶 (18リットル缶より小さいもの) 空きびん ジュース ・ビール・缶詰め ・ペットフード ・お茶缶・海苔缶 ・お菓子の缶 ジュース ・ドリンク ・飲み薬 ・酒びん ・ジャム 	<ul style="list-style-type: none"> ●栓やキャップ、ふた、ラベルを取り除いてください。プラスチック製のふたは燃やせるごみ、金属製は燃やせないごみに出してください。
		びん類	別々の指定袋に入れて 名前を書いて指定収集日に出してください。 ペットボトル類 ・水・お茶・ジュース 発泡スチロール類 ・トレイ ・カップ類の容器 水、お茶、ジュースが入っていたプラスチックボトルでPETが表示されたものに限ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●中身を全部出して、軽くゆすいで、水気を切って出してください。 ●※ゆすいでも臭いが取れない場合は燃やせるごみへ出してください。
		ペットボトル類	別々の指定袋に入れて 名前を書いて指定収集日に出してください。 ペットボトル類 ・水・お茶・ジュース 発泡スチロール類 ・トレイ ・カップ類の容器 水、お茶、ジュースが入っていたプラスチックボトルでPETが表示されたものに限ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●中身を全部出して、軽くゆすいで、水気を切って出してください。 ●※ゆすいでも臭いが取れない場合は燃やせるごみへ出してください。
		発泡スチロール類	別々の指定袋に入れて 名前を書いて指定収集日に出してください。 ペットボトル類 ・水・お茶・ジュース 発泡スチロール類 ・トレイ ・カップ類の容器 水、お茶、ジュースが入っていたプラスチックボトルでPETが表示されたものに限ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●中身を全部出して、軽くゆすいで、水気を切って出してください。 ●※ゆすいでも臭いが取れない場合は燃やせるごみへ出してください。
町が収集するごみ	燃やせるごみ	台所ごみ	指定袋に入れ、名前を書いて指定収集日に出してください。 紙くず ・ティッシュ・紙コップ ・チラシ・紙袋 ・リサイクルできない紙類 木くず ・はし・串・かまぼこ板 ・小さな木箱・落ち葉 ・木切れや小枝、草 ボトル類 キャップ類は、はずしてください。 ・シャンプーやリンス・洗剤 ・食用油・ソース・しょうゆ ・ドレッシング ・マヨネーズやケチャップのチューブ類 ポリ袋類 ・米袋・パン袋・菓子袋 ・レジ袋・冷凍食品の袋 ・インスタント麺の袋 	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみは、よく水を切ってください。 ●食用油は、布や紙にしみ込ませるか、凝固剤で固めて出してください。 ●紙おむつは、汚物を取り除いてください。 ●中の見えないレジ袋に入れたごみは指定袋に入れなくてください。 ●指定袋に入らない場合は粗大ごみになります。
		燃やせないごみ	指定袋に入れ、名前を書いて指定収集日に出してください。 プラスチック類 ・バケツ・お風呂マット ・プラスチック製のおもちゃ など 陶磁器類 ・湯のみ・きゅうす・茶碗 ・花瓶・植木鉢 など 金属類 ・鍋・フライパン・スプレー缶 ・その他金属製のもの ・ペンキ等の缶 など 小型家電製品類 ・炊飯ジャー・ポット・アイロン ・ドライヤー・ジューサー ・ビデオデッキ・プリンター など 皮革類 ・靴・ヒール・バッグ ・コート・財布・ベルト ・革製のボール など 繊維くず ・はぎれ・タオル・雑巾 ・古着 (破れたり、汚れたりしたもの) ゴム類 ・長靴 ・ゴム製のボール テープ ・ビデオテープ ・カセットテープ プラスチック類 ・洗面器 ・卵や豆腐のパック ・CD・CDケース ・プラスチック製のおもちゃ ・プリンやゼリーなどのカップ その他 ・紙おむつ ・炭 ・貝殻 (食用) など 	<ul style="list-style-type: none"> ●刃物、ガラス、鏡、電球などは厚紙などで包み、キケンと書いて出してください。 ●スプレー缶やカセットボンベは完全に使い切ってお出してください。 ●石油ストーブは、必ず油を抜いて出してください。 ●燃え殻 (灰) は水を含ませて、火の気がないのを確認して出してください。 ●指定袋に入らない場合は粗大ごみになります。
粗大ごみ	燃やせるごみ	家具類	家具や布団、自転車などの粗大ごみは町の指定する日に粗大ごみシール (役場住民生活課・花徳支所で販売) を貼って指定場所に出すか、自らクリーンセンターへ搬入してください。 家具類 ソファ類のスプリングなどは取り除いてください。机・イスなどの鋼製類は受け入れできません。 寝具・敷物類 マットレス類のスプリングなどは取り除いてください。 家電製品類 エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは除きます。 その他 自転車・物干し竿・ガスレンジ 石油ストーブ・小型のオルガン 大型のクーラーボックス 大型のポリバケツ 	<ul style="list-style-type: none"> ●石油ストーブは必ず灯油を抜いてください。 ●家電製品を買い替える際には、できるだけ販売店に処理をお願いしてください。 ●長さが2mを超えるものは、収集できません。
		燃やせないごみ	指定袋に入れ、名前を書いて指定収集日に出してください。 プラスチック類 ・バケツ・お風呂マット ・プラスチック製のおもちゃ など 陶磁器類 ・湯のみ・きゅうす・茶碗 ・花瓶・植木鉢 など 金属類 ・鍋・フライパン・スプレー缶 ・その他金属製のもの ・ペンキ等の缶 など 小型家電製品類 ・炊飯ジャー・ポット・アイロン ・ドライヤー・ジューサー ・ビデオデッキ・プリンター など 皮革類 ・靴・ヒール・バッグ ・コート・財布・ベルト ・革製のボール など 繊維くず ・はぎれ・タオル・雑巾 ・古着 (破れたり、汚れたりしたもの) ゴム類 ・長靴 ・ゴム製のボール テープ ・ビデオテープ ・カセットテープ プラスチック類 ・洗面器 ・卵や豆腐のパック ・CD・CDケース ・プラスチック製のおもちゃ ・プリンやゼリーなどのカップ その他 ・紙おむつ ・炭 ・貝殻 (食用) など 	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみは、よく水を切ってください。 ●食用油は、布や紙にしみ込ませるか、凝固剤で固めて出してください。 ●紙おむつは、汚物を取り除いてください。 ●中の見えないレジ袋に入れたごみは指定袋に入れなくてください。 ●指定袋に入らない場合は粗大ごみになります。

収集日

燃やせるごみ (毎週2回)
月曜日 北区・東区・亀徳・花徳 轟木・畦・山・金見・手々
火曜日 南区・中区・南原・尾母 白井・大原・徳和瀬 諸田・神之嶺・井之川 旭ヶ丘・下久志・母間
木曜日 北区・東区・亀徳・花徳 轟木・畦・山・金見・手々
金曜日 中区・南原・尾母・白井 大原・徳和瀬・諸田 神之嶺・井之川・旭ヶ丘 下久志・母間
土曜日 南区
燃やせないごみ 資源ごみ ※ その月の○回目の×曜日 を「第○×曜日」と数えます。
毎月第1・第3水曜 南原・尾母・白井 大原・亀徳
毎月第1・第3土曜 徳和瀬・諸田・神之嶺 井之川・旭ヶ丘・下久志
毎月第2・第4水曜 南区・中区・北区・東区
毎月第2・第4土曜 母間・花徳・轟木・畦 山・金見・手々

徳之島愛ランドクリーンセンターで受け入れられないごみの種類

法律によってリサイクルが義務付けられているもの ・エアコン・テレビ・冷蔵庫 ・洗濯機・衣類乾燥機 ・パソコン・携帯電話 ※製品を買った販売店が買い替える販売店に必要料金を添えて引き渡してください。 ※回収するメーカーがないパソコンは、一般社団法人パソコン3R推進協会へお問い合わせください。 ☎03-5282-7685 FAX03-3233-6091	農業・酪農によるごみ ・農機具・農薬・肥料袋 ・農業用廃プラスチック ・飼料用ラップ ※農協で定期的に回収を行っていますので、お問い合わせください。 ※農機具については処理業者にお問い合わせください。	特殊・危険なごみ ・鉄柱・ブロック、コンクリート片 ・ピアノ ・大型温水器、太陽熱温水器 ・ガスボンベ ・消火器 ・バイク ・バッテリー ・トタン ・石ころ ・タイヤ ・キャビネット ・サイディング (耐火壁) ・耐火ボード (内壁) ・スレート ・スプリング入りマットレス ・鏡物 ・砂 ・土 ・瓦 など	中身が残っているもの ・廃油 ・灯油 ・塗料 ・火薬 ・劇薬物 ※以上は、あくまで一例です。	産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められている19種類 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、電線くず、建設業で生じた廃材、がれき類、パレットなど)
--	--	---	---	--

ごみはきちんと分別して指定袋に入れ、当日の朝8時30分までに出して下さい

徳之島町住民生活課 TEL 82-1114 徳之島愛ランドクリーンセンター TEL 81-7180